

## 商品概要説明書

多目的ローン（基金協会）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

商品名	多目的ローン（基金協会）
ご利用いただける方	<p>○次のいずれかに該当する個人の方。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当 J A の正組合員の方。</li> <li>・当 J A の准組合員の方。</li> </ul> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方（農業者以外の自営業者の方は営業開始後 3 年以上とします。）。</p> <p>なお、新卒の農業者・給与所得者の方または転職者の方で転職先が J A 系統団体・官公庁公社・上場企業・保証機関が指定する企業の場合は勤続年数 1 年未満でもお申込みいただくことができます。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</li> <li>② 負債整理資金</li> <li>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</li> <li>④ 営農資金および事業資金</li> </ol>
借入金額	○1 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。なお、J A 住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	<p>固定金利型です。</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。

保証人	○当 J A が指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	<p>○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.5%～年 1.2%の範囲内となります。</p> <p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【例】お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 1.0%）</p> <table border="1" data-bbox="539 459 1404 566"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>概算保証料</td> <td>5,342 円</td> <td>15,522 円</td> <td>25,890 円</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円
お借入期間	1 年	3 年	5 年						
概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円						
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合… 5,500 円</p> <p>②一部繰上返済の場合… 5,500 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部融資課（電話：059-384-1115）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）</li> <li>・民間総合調停センター（大阪府）※</li> </ul> <p>※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。</p> <p>詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>								
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>								